

令和5年度第3回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和5年6月22日(木)午後2時00分 太田教育長

閉会 令和5年6月22日(木)午後2時32分 太田教育長

2 開催場所

坂戸市役所402会議室

3 出席委員

1番 小川 一信(教育長職務代理者) 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 太田 正久(教育長)

4 議事参与者

教育部長 浅野 保

教育部長 岡安 明久

次長兼スポーツ推進課長 仲島 昭靖

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 野口 潤也

社会教育課長 菅野 規之

中央公民館長 清水 智則

図書館長 勝俣 敦

教育総務課副課長 片野 恵理

学校教育課副課長 市川 宗典

書記 藤野 陽介

傍聴人1名

5 会議の概要

【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

(署名 6.22 教育長、松井委員、藤野書記)

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 議事録署名委員は、毛利委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。(1)教育長報告をいたします。私から報告を申し上げます。

5月9日、10日、関東地区都市教育長協議会総会が立川市市民会館で開催されました。講演では、チャットGPTの関係で、スマホと同じよう

に利用できるものは利用して、正しい利用の仕方ができるようにという言葉が心に残りました。13日、学力のびのび塾学習支援員会議に出席しました。たくさんの支援員の方に出席いただきました。年齢的にはベテランの方が多く、やりがいと生きがいを持って取り組んでいる表情や言葉がございました。また、午後には、いけばな展を見学してまいりました。15日、小中学校校長当初申告面談を行いました。22日、坂戸市スチューデントインターンシップ事業推進委員会委嘱状交付式及び第1回会議に出席しました。24日、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団埼玉県「地域の伝統文化」助成金目録贈呈式に出席しました。粟生田の囃子会に、締め太鼓の修繕の関係で36万円御支援いただきました。28日、わんぱく相撲西入間大会坂戸場所が開催され、JCと北坂戸公民館を中心とする共催事業で行われました。申し込みは86名ということで、トーナメント方式で行われました。相撲の面白さが出たり、性格が出たりとかいろいろなスポーツの特徴があるものだなと感じました。いろんなところでこういった活動が今再開されてきていることに感謝しているところです。同じ日に、坂戸市文化団体連合会定期評議員会に出席しました。中村会長から新たに市川会長へ代わりました。以上この間の報告でございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。
(なしの声)

教育長 続いて、(2)臨時代理に関する報告について、報告をお願いします。

教育総務課長 臨時代理の報告について、令和5年度坂戸市一般会計補正予算(第1号)の措置に係る意見に関しましては、教育委員会会議の議決事項でございますので、会議を開催し、議案を提案し、議決を経るべきところでございますが、教育委員会会議を招集する時間的な余裕がなく、緊急的に処理する必要があることから、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、臨時に代理し、5月17日付けで市長へ回答をいたしました。内容につきましては、令和5年度坂戸市一般会計補正予算(案)の2ページを御覧ください。2事項別明細書、(1)歳出の上段、款10教育費、項1教育総務費、目3教育センター費につきましては、すでに令和5年度当初予算で措置しています体力向上推進事業に、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金」を充当したものでございます。同じページ下段、項5保健体育費、目2学校給食費でございますが、こちらも同様にすでに令和5年度当初予算で措置しています学校給食費補助金に、「地方創生臨時交付金」の一部を充当したものでございます。いずれも歳入の充当にかかるものであるため、補正額に増減はございません。5月17日付けで、以上の補正予算に対する意見を求められたため、これ

を教育委員会として了承することとして、臨時に代理しましたことから、ここに御報告させていただくものでございます。説明は以上でございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ほかに、各部課長から報告事項がありましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上で、報告事項を終わります。

【日程第4 議 事】

議案第7号から議案第11号は、人事に関する案件であるため、非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

<傍聴人1名退場>

◎議案第7号 坂戸市立小・中学校学区審議会委員の辞職について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第8号 坂戸市立小・中学校学区審議会委員の委嘱について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第9号 坂戸市社会教育委員の辞職について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第10号 坂戸市社会教育委員の委嘱について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第11号 坂戸市立同和对策集会所運営委員会委員の委嘱について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

<傍聴人1名入場>

【日程第5 その他】

教育長 教育長（私）について、恐縮ではありますが、営利企業への従事等の許可について、お諮りいたしたいと存じます。

この後の進行については、教育長職務代理者をお願いします。

(教育長職務代理者に議事進行交代)

教育長職務代理者 議事進行を交代します。

この案件に関係する太田教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、「教育委員会の教育長及び委員は、自己の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」とされておりますが、このまま御本人が出席のもとで審議に入るか、退席いただくか、いかがしたらよろしいでしょうか。

松井委員 退席の必要はないと思います。

教育長職務代理者 ただいま、退席の必要なしとの御意見がありました。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長職務代理者 御異議なしと認め、それでは審議に入ります。

本案件は、個人に関する案件であります。したがって、坂戸市教育委員会会議規則第15条第1項の規定から、公開とするか、非公開とするか、いかがしたらよろしいでしょうか。

(非公開の声)

教育長職務代理者 ただいま、非公開との御意見がありました。非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 全員)

出席委員の3分の2以上の賛成を得たので、議事を非公開とすることといたします。

<傍聴人1名退場>

<非公開案件につき省略、全員異議なく太田教育長の営利企業への従事等については許可されました。>

<傍聴人1名入場>

教育長職務代理者 議事進行を太田教育長と交代します。

教育長 ほかに御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和5年度第3回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和5年度第3回坂戸市教育委員会会議閉会>